

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年4月6日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

釜利谷特別緑地保全地区法面補修工事

2 履行(納品)場所

金沢区釜利谷東三丁目4391番地1

3 契約日

令和2年8月11日

4 履行日又は履行期間

令和3年3月26日

5 契約金額

¥19,987,000.- (うち地方消費税等相当額 ¥1,817,000.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市金沢区釜利谷東8-3-20

株式会社 春峰園 代表取締役 相澤 保

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和2年7月4日に土砂崩れが発生し、経過観測の結果、さらなる土砂流出や倒木が発生する可能性があるかと判断したため。

8 契約の相手方の選定理由

災害協力事業者であり、緊急工事に必要な資機材や人材等を確保でき迅速な対応が可能であったため。

9 所管課

公園緑地整備課